



平成 29 年 8 月 8 日

各 位

会 社 名 アピックヤマダ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 押森 広仁  
(コード番号 6300 東証第二部)  
問合せ先 取締役企画部長 小出 篤  
(TEL. 026-275-2111)

### 第 65 期第 1 四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ

当社は、平成 29 年 8 月 8 日開催の取締役会において、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に規定する四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出を行うことについて決議し、本日、同申請書を提出いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

1. 対象となる有価証券報告

第 65 期 第 1 四半期報告書（自平成 29 年 4 月 1 日 至平成 29 年 6 月 30 日）

2. 延長前の提出期限

平成 29 年 8 月 14 日

3. 延長が承認された場合の提出期限

平成 29 年 9 月 8 日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、平成 29 年 7 月 31 日に公表した「公認会計士等の異動に関するお知らせ」のとおり、売上に関する不適切な会計処理の疑義について会計監査人他に通報があり、第三者委員会を設置して本件の調査および検討を行い、調査報告書を受領いたしました。その後、平成 29 年 3 月期における会計監査を進め、平成 29 年 7 月 31 日に有価証券報告書の提出をいたしました。その過程で、財務報告に関する内部統制に開示すべき重要な不備を抱え、具体的な改善のための対応策が明示されない状況では契約の継続が困難である旨の打診が有限責任監査法人トーマツから平成 29 年 7 月中旬にありました。当社は、第三者委員会の調査報告書を受領が平成 29 年 6 月 30 日であり、極めて短時間のなかで実効を伴う具体的な改善策の立案、呈示は難しく、具体的な改善策の策定方針を呈示することで、引き続き監査の継続を要請し、協議を重ねましたが、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツから平成 29 年 7 月 31 日付で平成 29 年 9 月 1 日開催予定の第 64 期定時株主総会の継続会終結をもって会計監査人を退任する旨の通知を受け、平成 29 年 7 月 31 日の取締役会で受理いたしました。

これを受け当社は、平成 29 年 8 月 4 日に公表した「一時会計監査人の選任に関するお知らせ」のとおり、同日監査等委員会において、興亜監査法人を一時会計監査人として選任いたしました。

しかしながら、興亜監査法人より監査手続きとして、①興亜監査法人による当社の業務内容の把握、第三者委員会調査報告書の検証作業に今後 10 日程度、②前任会計監査人である有限責任監査法

人トーマツとの引継手続及び期首残高の監査に約1週間、③四半期レビュー手続に2週間程度が見込まれることを伝えられ、四半期報告書の提出期限である8月14日までには、十分な監査期間が確保されていないことから、四半期財務諸表に関する監査証明（四半期レビュー）が受領できない見通しとなり、提出期限延長について申請を行うことといたしました。

#### 5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に関する申請が承認された場合、速やかにお知らせいたします。

また、四半期報告書の提出期限延長に関する申請が承認された場合、その提出期限である平成29年9月8日までには、第65期第1四半期報告書及び決算短信の提出・開示を完了する予定であります。

株主や投資家の皆さまをはじめ関係者の皆さまには、多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

以上